

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	坂田
日 時	平成25年12月9日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 20 分
出席委員	明田 酒井 苗村 竹田 藤本 眞継 立花 西口		
理事者出席者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 佐々木病院総務課長 赤間経営企画課長 西田環境市民部長 中川環境市民部担当部長 吉村環境政策課長 塩尻環境政策課担当課長 中西環境政策課副課長 辻村環境クリーン推進課長 吉田保険医療課長 小川健康福祉部長 木曾健康福祉部担当部長 俣野地域福祉課長 秋山地域福祉課担当課長 広瀬子育て支援課長 桜井障害福祉課長 中村障害福祉課担当課長 松村障害福祉課副課長 玉記高齢福祉課長 大矢健康増進課長		
事務局	今西事務局長 阿久根副課長 坂田		
傍聴者	市民 4名	報道関係者	- 名
		議員	- 名( )

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

### 3 陳情について

亀岡市立保津保育所の統廃合計画廃止陳情

<休憩 10:05～10:35>

委員会を休憩し、委員会協議会として陳情者からの趣旨説明

<明田委員長>

休憩前に引き続き、委員会を再開する。陳情について取り扱いをどうするか。

<藤本委員>

通常は聞き置くことになるが、陳情者から後押しをして欲しいと希望があった。

意見書の提出や委員長報告にするなどの考えがあるのか西口委員に確認をしたい。

<西口委員>

当初は請願で出すつもりでおられたが、陳情なら応援できると聞いたので、請願を陳情に変更して提出された。陳情は聞き置く程度が慣例になっているが、亀岡市でも非常に大事な案件であり、以前に委員会として地元で十分説明をするように意見をしている。意見書であれば全会一致で提出となるので、委員長報告の中で後押しができればと考える。陳情の部分にこだわると聞き置く程度になるが、指摘要望事項として委員長報告に含まれたい。

<竹田委員>

陳情者の意見は十分わかるが、議会運営において方向性が違うと考える。公立保

育所再編整備計画は委員会や全員協議会で説明を受けているが、その後の月例で議論がされていない。今後、委員会の中でしっかりと論議を行うのであれば提言等ができるのではないかと考える。

<立花委員>

意見書は不適切だと考える。陳情書について委員会で趣旨説明を受けるのも初めてであり、議会改革により積極的な受け止めをしたと考えている。委員会として畑野町や本梅町の自治会の意見も聞きながら、統廃合の問題だけでなく保育環境やまちづくりを含め保育所のあり方を今後の委員会月例で取り組んでいきたい。陳情については委員長報告をすれば良いと考える。

<苗村委員>

陳情は聞き置くという訳でなく、議会提要に「内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するもの」とあり、委員長報告にすれば良いと考える。その後どう扱うかについては議論していけば良い。他の保育所の統廃合を含んでいるので、保育環境やまちづくりの問題について委員会で議論を深めた上で提言を出していければと考える。

<眞継委員>

陳情者の思いは心情的によくわかる。公立保育所再編整備計画について、理事者が地元と話し合いを進めていると言っており、これからどのようにしていくのが分からない部分があるなかで、心情的に分かる部分が先行すると議論が出来なくなるのではないかと、委員会として整備計画案を検討して提案するに至るのか心配をする。市の政策にどのような影響を及ぼすことになるのか、全体としてどうなるべきかを議論しなければならないと考える。

<藤本委員>

意見書は出すものでない。陳情は聞かせていただき、委員長報告で報告すれば良い。今後委員会の月例の議題とするのは賛成である。

<酒井副委員長>

陳情内容の住民としっかり話し合いをするはそのとおりだと思う。公立保育所再編整備計画の説明時にも意見したように、個別のニーズを積み上げるのではなく市全体を考え市民と対話を重ねていくことは非常に大事で異論のないところであるが、陳情は付託されたものでなく、委員長報告では「陳情が提出され委員会としてこのように思います」となるのか解らない。再編計画について委員会として議論していくことは必要だが、陳情を委員長報告にするのは違うと考える。

<苗村委員>

以前から陳情の扱いはどうか。議会提要の中に請願書の例により処理するとあるが、委員長報告で報告したことはあるのか。

<事務局>

原則は基本条例に請願と同様、市民の政策提言として受け止めるとある。陳情は、住民から直接出されるものや郵送で送付されるものがあり、内容によっては委員会で取り上げて意見書提出に至ったこともあるが、委員長報告に内容が盛り込まれた例はなかった。原則として委員長報告は付託された審議に対する審議結果の報告である。

<竹田委員>

本会議の答弁や説明のなかにも、方向修正など良い方向に向いてきているので、委員会として今後議論を行えば良い。委員長報告は今までどおりの扱いで良いと考える。

<立花委員>

陳情は議案審査ではないが、議題の一つとして検討しており、委員長報告にしても問題ない考える。

<事務局>

委員長報告にすることは委員会で合意され、それが委員会の意思として、議運で了承されれば、新たな例にはなると考える。

<立花委員>

提言や意見書ではなく、陳情を受け止めて委員会で検討することが合意できれば、委員長報告にする方が良いと考える。

<明田委員長>

委員長報告に盛り込むのであれば、全員の合意が必要である。初めてのことであり、議運での了承が必要になる。今後の月例について、決めて取り組んでいけばよい。

<竹田委員>

陳情の取扱いは全員一致できれば盛り込むことになるが、盛り込む場合にも陳情の意見を聞いた以上のことは必要がないと考える。

<苗村委員>

まず委員長報告に盛り込むかどうかの確認をすればどうか。

<事務局>

本会議で委員長報告を述べる場合の議題は議案に対する報告でしかないので、陳情報告を盛り込むのではなく、他の議題で述べることとなる。

<立花委員>

陳情については議案審査でないので委員長報告の取扱いは今までどおりとし審査を終了して、後で陳情報告についての取扱いを検討すればどうか。

<藤本委員>

陳情報告は委員会の全員一致や議運の承認が必要になり難しいと思われるので、陳情をしっかりと受け止め、今後の委員会として月例の議題にして、積極的に取り組んでいけばよい。

<眞継委員>

可能であれば陳情報告すれば良いが、今回の陳情を委員会としてどう扱うかにより、他の地域から陳情が提出された場合にも影響してくる。陳情の扱いによっては、統廃合計画について議論もしていないのに、計画に影響が出るのではと懸念する。

<酒井副委員長>

保育所再編計画について議会として注視していくことは全委員一致しているが、陳情報告を議題として、こういう陳情があり委員会としてしっかり取り組んでいきますということを、議場で述べることについては疑問である。陳情を受け止めて、今後しっかり審議していくのは当然であり、陳情報告をするかについて、全会一致で行うのであれば、まず各委員の意見を聞いていただければと考える。

<立花委員>

陳情報告をするかどうかの採決をすればどうか。全会一致であれば、その後に文言の確認をすれば良い。

<西口委員>

陳情報告について全会一致は難しいと思うが、報告をしないにしても委員会として合意したという事を議事録に残して欲しい。

< 明田委員長 >

陳情報告を行うという方、挙手を願う。

挙手 苗村委員、藤本委員、立花委員、西口委員

全会一致ではなく陳情報告はしないこととする。

< 立花委員 >

全会一致ではないが、採決では行う方が多かったので、陳情報告を出来ないか。

< 事務局 >

原則、委員長報告は、委員会の合意である。

< 立花委員 >

議論した内容が委員会の会議録に記録として残るのであれば、今後月例会でどうするかは別の話であり、陳情についての議題はこれで終了すれば良い。

< 西口委員 >

陳情報告を行うのは全会一致でなくやむなしと考えるが、文言について試案があるので、委員会として合意できるかどうか検討を願いたい。

< 竹田委員 >

議案審査の後で、行えばどうか。

< 明田委員長 >

西口委員の文言の提案については、その他の議題で行うこととして陳情についての議題は以上とする。

#### 4 議案審査

[ 理事者入室 ] 市立病院

< 病院事業管理者 >

あいさつ

( 1 ) 第 7 号議案 平成 2 5 年度亀岡市病院事業会計補正予算 ( 第 1 号 )

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

~ 1 1 : 2 5

[ 質疑 ]

< 立花委員 >

医療機器等購入費 1 0 0 0 万円の内容は。

< 病院総務課長 >

赤外線カメラシステムと超音波診断装置。

< 眞継委員 >

来年度でなく、今補正で購入する理由は。

< 病院事業管理者 >

当初予算で枠は決めていたが、選定委員会で精査した結果、手術等を行う際の機器が必要である。

< 眞継委員 >

当初予算の計画の中に入っていたのかどうか。

< 病院総務課長 >

新たに要望するもの。

< 眞継委員 >

機器を追加投資することでどのような点が改善されるのか。

< 病院総務課長 >

赤外線カメラシステムは主に乳がんの手術に使用し、現在はレンタルで毎回約10万円を支払い使用しており、今後のことを考え購入するものである。超音波診断装置は腹腔鏡の手術に使用する最新機種であり、精査した結果購入を考えている。

< 酒井副委員長 >

これまで高価な機器を購入しており、メンテナンス費用が継続的にかかっているとと思われるが、活用状況の把握はしているか。

< 管理部長 >

把握はしているが、本日資料がない。

< 酒井副委員長 >

高度医療のため特殊な機器を購入された場合に、ほとんど使用してないことのないよう、また説明ができるように状況把握をしていただきたい。

< 管理部長 >

使用しないものを購入するのではなく、新しい手術に対応するためや手術件数が増えているためレンタルより購入した方が良いと判断して、精査し購入をするものである。

< 酒井副委員長 >

今回の機器購入は説明により理解している。過去の機器購入について、その時点では必要な機器であったと考えるが、その後の状況についてしっかり把握をして、聞かれた時に状況が説明できるようにしていただきたい。

< 藤本委員 >

薬であれば数の把握をされているように、機器の使用状況等について把握ができているか。

< 管理部長 >

本日手持ちの資料がないが、各部門の診療実績として管理し把握をしている。

~ 11 : 46

( 2 ) 第 3 4 号議案 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

~ 11 : 48

[ 質疑 ]

< 苗村委員 >

対象台数は。

< 病院総務課長 >

業者約 5 件、委託業者 11 件。

< 立花委員 >

一般駐車料金は内税か。 駐車料金以外の消費税は何があるか。 税務署に納付する方法は。

< 管理部長 >

外来診察の駐車料は無料であり、お見舞い等の駐車料金について1時間以内は無料、1時間を超え1時間30分が400円、その後30分毎に200円加算されるが、今回転嫁しない。室料差額や文書料があり、条例で限度額を定めて詳細は規程で定めている。今後、規程の改正を行う。医療費の一部負担金は非課税扱いで、控除対象外消費税として約3000万円を病院が損税として負担している。それ以外の室料差額や文書料などの消費税約200万円を税務署に納付している。

<立花委員>

平成26年4月からの実施であり、条例改正は3月定例会で間に合うのではないか。

<管理部長>

市民に周知する期間が必要であり、今定例会で条例改正している。亀岡市全体の考え方である。

<苗村委員>

現在損税として負担しているのが約3000万円だが、引き上げによりどれくらい増えるのか。

<管理部長>

10%になれば単純に約6000万円になる。

[理事者退室]

~ 11 : 56

<休憩 11 : 56 ~ 13 : 00 >

[理事者入室] 環境市民部

<環境市民部長>

あいさつ

(3) 報告第1号 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

<環境クリーン推進課長>

資料に基づき説明

~ 13 : 04

[質疑]

<眞継委員>

設計業務委託の内容は。

<環境クリーン推進課長>

災害査定を受けるために必要な設計業務。収集や処理等の手法についての設計を委託するもの。

<眞継委員>

プロセスやフローなど取り決めの設計と考えたら良いか。

<環境クリーン推進課長>

そのとおりである。

<眞継委員>

発注業者は。

<環境クリーン推進課長>

- 中外テクノス株式会社。
- < 明田委員長 >  
初めて委託する業者か。
- < 環境クリーン推進課長 >  
この会社は、一般廃棄物の処理を専門的に扱っている業者であり、ごみ処理基本計画等の策定を委託した業者である。
- < 藤本委員 >  
随意契約か。
- < 環境クリーン推進課長 >  
指名競争入札である。
- < 立花委員 >  
市内業者か。対象になるごみの量は。
- < 環境クリーン推進課長 >  
大阪市の業者。仮置きしている量は580トン。
- < 立花委員 >  
580トン进行处理する概要は。
- < 環境クリーン推進課長 >  
災害ごみは可燃や不燃が混ざっており、プロセスを含めて設計業務を委託している。主なものは家財道具や流木など、不燃については通常の粗大ごみに出されるものなど様々である。
- < 眞継委員 >  
今回に限り設計業務が発生するのか。
- < 環境クリーン推進課長 >  
今回580トンというごみの量を含め災害廃棄物の補助対象となったため、設計業務を行った。今後、補助対象が発生した場合は同様の処理になる。
- < 眞継委員 >  
補助対象になると設計業務が発生するということか。
- < 環境クリーン推進課長 >  
基本的に多量になるので、同様の発注になる。
- < 眞継委員 >  
あつてはならないが同様の災害が発生した場合、今回の業務委託で得たノウハウもあるが、同様に業務委託を行うのか。
- < 環境クリーン推進課長 >  
発生するごみも分かってくる部分はあるが、災害ごみは可燃や不燃が入り混じって収集され、その状況を適切に処理するには、どのように進めるかを検討する必要があり、今後も発生した場合、同様に設計業務を発注する。
- < 眞継委員 >  
2640万円のごみ処理経費の中に中外テクノスは業務委託を受けているのか。
- < 環境クリーン推進課長 >  
2640万円は、分別できていないごみを分別する経費と仮置き場から処分場へ運搬する経費などである。
- < 環境市民部長 >  
中外テクノスは処理にかかる経費の積算をした会社であり、処理をする会社ではない。
- < 苗村委員 >

指名競争入札であるが、設計業務委託で360万の経費がかかるのか。

<環境クリーン推進課長>

360万円は設計額であり、入札した結果102万9千円が契約額である。

<苗村委員>

契約額102万と予算額360万の違いは。

<環境市民部長>

設計業務を発注するために市が積算した結果が360万円であり、それに基づいて入札した結果が102万9千円である。

~ 13 : 19

(4) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

<関係課長>

資料に基づき説明

~ 13 : 32

[ 質疑 ]

<苗村委員>

電気料金値上げの算出根拠は。

<環境クリーン推進課長>

関西電力の電気料金値上げ率が企業向け約17%であり、改定に伴う経費を平均22%増として積算し、9月までの実績に昨年の10月以降の実績を加えて算出したものである。

<苗村委員>

値上げ率が17%で、なぜ22%になるのか。

<環境クリーン推進課長>

17%は関西電力の全国平均であり、料金表に基づく22%増となる。

<藤本委員>

し尿運搬業務委託経費の債務負担行為について、南丹清掃と環境事業公社の内訳は。

<環境市民部担当部長>

し尿収集は随意契約を予定しているが、債務負担行為は4月1日から業務開始であり、今後事務を進める上で個別の契約案件の金額は控えたい。

~ 13 : 36

(5) 第2号議案 平成25年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

<保険医療課長>

資料に基づき説明

~ 13 : 38

[ 質疑 ]

なし

(6) 第11号議案 亀岡市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

<環境政策課長>

資料に基づき説明

～ 13 : 40

[ 質疑 ]

なし

[ 理事者退室 ]

～ 13 : 42

[ 理事者入室 ] 健康福祉部

< 健康福祉部長 >

あいさつ

( 7 ) 報告第 1 号 平成 25 年度亀岡市一般会計補正予算 ( 第 3 号 )

< 関係課長 >

資料に基づき説明

～ 13 : 48

[ 質疑 ]

なし

( 8 ) 第 1 号議案 平成 25 年度亀岡市一般会計補正予算 ( 第 4 号 )

< 関係課長 >

資料に基づき説明

～ 14 : 03

[ 質疑 ]

< 苗村委員 >

P 27 母子保健事業経費増について、269 人の申請はいつ時点か。

< 健康増進課長 >

6 月から 11 月末時点で 269 名の申請があり、3 月末まで 650 人を見込んでいる。

< 眞継委員 >

P 23 身体障害者扶助費について、上半期の執行状況による増額補正であるが、H 24 決算額、H 25 当初予算額、前期の執行状況額は。

< 障害福祉課長 >

H 24 決算額 9266 万 8188 円、H 25 当初予算 1 億 170 万円。H 25 当初予算は月 700 万から 800 万円で見込んでいたが、4 月分の支払いが 1894 万 3890 円あり、その分として 1000 万円増になっており、今後平均見込みとして同額を見込んで補正するものである。

< 眞継委員 >

補正に至った内容はわかったが、4 月分が突出して 1000 万近く増えた理由は。

< 障害福祉課長 >

急激に増えているのは心臓疾患にかかる手術と考えている。更正医療分について心臓疾患の手術をされる方が突発的にあり、手術に係る更正医療費は高額になる。

～ 14 : 09

( 9 ) 第 16 号議案 亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

(10) 第17号議案 亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例の制定について

(11) 第18号議案 ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

<地域福祉課長>

資料に基づき説明

~ 14 : 13

[ 質疑 ]

<立花委員>

消費税法第60条に国地方公共団体等に関する特例や施行規則がある。その中に一般会計にかかる業務として行う事業については課税仕入れではなく、市が規定した使用料金に対して課税することは対象外と解釈できるところであるが、使用料の消費税分を税務署に納めているのか。除外でないのか。

<地域福祉課長>

除外分については決まっており、土地の譲渡や貸し付けなどは非課税取引と明確に決まっている。使用料は除外でない。また、この使用料については、市に入らず指定管理者に入り、総合福祉センターは福祉事業団、厚生会館はシルバー人材センターに入ることになる。

<立花委員>

指定管理している法人は、使用料の消費税分を税務署に納めているのか。

<地域福祉課長>

指定管理している法人が消費税を納めている。

<立花委員>

納めている年間額は。

<地域福祉課長>

現在、額の把握をしていないが、総合福祉センターの場合、3%で約5万6000円であり、全体として10万円程度でないかと思われる。

<立花委員>

今言ったのは総合福祉センター分だけか。

<地域福祉課長>

そのとおりである。

<立花委員>

引き上げは来年4月の予定であり、12月定例会に条例改正しなくても良いのではないか。

<地域福祉課長>

使用料が発生している施設は全市的に12月定例会で条例改正をしている。市民への広報が必要であり、3月定例会では周知ができない。

<苗村委員>

消費税分を徴収すれば税務署に納めなくてはならないが、消費税を徴収しなければ納めなくて済むことにならないのか。指定管理者が負担しなければならないのか。

<地域福祉課長>

その議論は、条例制定時に行われたと思う。費用対効果を考えても、電気代等にも8%が上乘せされていることを考えると、利用者に負担していただくのが本来の趣旨と考える。

<苗村委員>

市民が何から何まで負担をしなければならない。今回消費税の引上げ上により経費が上がり、徴収しないと持ち出しになるという考え方だが、消費税が引上げられるから、使用料を上げるのはいかがなものか。

< 地域福祉課長 >

全市民が均等に使用するものでなく、受益者負担の原則である。

< 立花委員 >

直接関係はないが、会場使用する場合にガレリアであれば15分前にカギが渡されるが、総合福祉センターは10分前である。市の施設として鍵の受け渡し時間を統一するよう改善していただきたい。

< 地域福祉課長 >

要望があったと伝える。

~ 14 : 23

< 休憩 14 : 23 ~ 14 : 30 >

## 5 討論 ~ 採決

< 立花委員 >

第34号議案について、出入りしている業者約16件について消費税を徴収しているが、その分の消費税分をどうしているのか明確な答弁がなかった。一般外来駐車場は転嫁されていないと答弁があり、そのあたりを正確に確認して場合によっては反対だが委員会においては賛成することを含んでおく。第16号17号18号議案については、領収書等には金額と消費税を合計して使用料と記入されているが、公的施設の場合は税法上転嫁しなくても良いと政省令から読み取れることもあり、周知徹底であっても通常国会も開かれておらず時期尚早であり反対。詳しくは本会議場で討論する。

< 藤本委員 >

報告第1号議案は台風18号被災補正の専決処分であり別段問題はない。第1号議案は職員給与等の減額補正であり、以前から聞いている内容であり問題はない。第16号17号18号34号議案は消費税増額に伴う条例改正であり反対する理由はなく賛成討論とする。

< 西口委員 >

精算が主な内容でありおおむね適切な処置であり賛成討論とする。

[ 自由討議 ]

なし

[ 採決 ]

報告第1号議案	挙手	全員	承認
第1号議案	挙手	全員	可決
第2号議案	挙手	全員	可決
第7号議案	挙手	全員	可決
第11号議案	挙手	全員	可決
第16号議案	挙手	多数	可決 ( 反対 : 苗村、立花 )

第17号議案 挙手 多数 可決（反対：苗村、立花）  
第18号議案 挙手 多数 可決（反対：苗村、立花）  
第34号議案 挙手 全員 可決

<明田委員長>

委員長報告は次回委員会で調整する。

<全員了>

～ 14 : 40

## 6 要望について

要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書

<明田委員長>

意見はあるか。

<苗村委員>

市町村事業で、いままで介護保険として受けていたサービスの内容を落とさないとすると、市の持ち出しが増えることになり、要支援者を保険から排除することについて、要望書の趣旨に沿って意見書を国に提出していく必要がある。

<立花委員>

介護保険特別会計の要支援者部分が該当しなくなり公費が入って来なくなるのが厚労省の社会保障審議会の状況であり、市町村としてこれまでやってきたサービスをやめるか、また継続する場合は財源問題が出てくるだけに、これまで通り介護保険制度として特別会計に公費が入るように国に要望するよう意見書を委員会発議で提出すべきではと考える。

<藤本委員>

これは国に対する要望で、同様のものが京都府議会、京都市議会にも出ていると思われるが状況が分かるか。

<事務局>

分からない。

<西口委員>

他市の状況を鑑みながら判断すれば良いのでは。

<立花委員>

社会保障のプログラム法案が衆院で可決し、参院ではかからないまま終わっている。通常国会で介護保険制度の改定案が既にできており、法案が出されてくる。その法案にこの要支援1、2をサービス事業から外すことになっているため、法案が出される前の方が良い。

<竹田委員>

財源の話が出ていたが、私の財源の認識とは違う。いま言われたことが真実かどうかもわからないので、しっかり見極めるべきである。また一定所得がある人の2割負担や、高齢者であっても一定の負担はいただいても良いと考える。要望については取り上げないことで良いのではないか。

<明田委員長>

このことについては月例で詳しい説明が得られるのではないかと考える。

<事務局>

このテーマで月例を開催してはどうかと予定している。

< 眞継委員 >

昨年、国保関係の制度維持をするのが困難な状況が特別会計であり、持続可能な方法を考えていただきたいという意見書を委員会で提出した。確かに市町村事業に移管されてくる部分の是非はあると思うが、介護保険制度の持続可能性を求めるといふ部分は、要望書に関わらず必要だと思うので、意見書の提出は見合わせて、全体の制度をどう維持継続させていくか、国や府に対してどの様に要望していくかを委員会で考えていければと思う。

< 明田委員長 >

本委員会では聞き置く程度とする。

< 全員了 >

~ 14 : 50

## 7 その他

議会だよりでの委員会報告内容について

< 明田委員長 >

意見はあるか。

< 酒井副委員長 >

第16号17号18号議案の消費税にかかる条例改正3件については意見が分かれていたので掲載すればどうか。

< 苗村委員 >

保育所の陳情について、議論の内容を掲載してはどうか。

< 立花委員 >

自然エネルギーをどう増やすかという視点から住宅用太陽光発電システム255万円の増額分や障害自立支援の本来3割負担が1割負担となっている点、障害児保育の加配など人件費の増額部分についてを掲載してはどうか。また介護保険では認知症対応型通所支援施設についてはどうか。保育所の陳情は委員長報告にしないこともあり、一般会計補正予算の第1号議案から掲載した方が良いと考える。

< 西口委員 >

台風18号関連の災害復旧について専決処分の内容を掲載してはどうか。保育所の陳情は委員長報告にしないこともあり、議案でなく議会報告するにふさわしいのかどうか考えなければいけない。

< 眞継委員 >

第16号17号18号議案を1件として、あと1件は住宅用太陽光発電システムが報告第1号災害復旧経費について専決処分ですぐな対応をしたという内容で、3項目のうち2項目を掲載すればどうか。

< 藤本委員 >

災害復旧関連と住宅用太陽光発電システムと消費税条例改正を掲載するとし、スペース的な判断で3項目か2項目を掲載すれば良い。

< 西口委員 >

他の委員会でも災害関連記事を掲載する可能性があるため、他の委員会の掲載内容により正副委員長で調整すればどうか。

< 明田委員長 >

第16号17号18号議案の条例改正を1件として、住宅用太陽光発電システム

と報告第1号の災害復旧経費の3項目を掲載することとし、スペース的に難しい場合は委員長において調整し次回委員会で確認願う。

<全員了>

~ 15 : 04

議会報告会での意見・要望等と回答について

<明田委員長>

西別院5、6について報告とする。

<全員了>

<明田委員長>

西別院7について参考とする。

<全員了>

<明田委員長>

篠10について参考とする。

<全員了>

~ 15 : 10

1月月例開催について

<明田委員長>

次回月例会内容について事務局に説明させる。

<事務局>

月例テーマについて何点か提案いただいているが、病院事業会計について、制度改革等の内容で病院側と調整をしたが、1月は難しく2月にして欲しいとのことであった。また地域包括ケアについて高齢福祉課と調整をしたところ、社会保障プログラム法案に係る介護分野について、今月で一定の具体案が示される予定であり、内容や方向性から地域包括ケアについて月例で行えばどうか考えている。

<明田委員長>

日程は1月27日(月)午前10時でどうか。

<全員了>

<西口委員>

3月は定例会が開催されるので月例はなしとされたい。

<明田委員長>

月例は1月2月として3月は開催しない。

~ 15 : 15

その他

<明田委員長>

西口委員より提案を願う。

<西口委員>

保育所統合問題の陳情を、委員長報告にしないことは了承したが、今から読み上げる内容を委員会として確認し共有していきたい。「保育所統合問題については議会で答弁のあった通り、地元と十分協議して合意形成できる努力をして円満に

解決するよう望むものである。」全会一致で共有できる内容だと考えるので確認を願いたい。

<明田委員長>

西口委員の提案について意見はあるか。

<全員了>

散会 ~ 15 : 20